

株 主 各 位

大阪市北区西天満四丁目11番22号
株式会社デジタルデザイン
代表取締役社長 安 藤 潔

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年4月25日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年4月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区八重洲1-37八重洲ファーストビル3F ルーム6
ベルサール八重洲
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第21期（平成28年2月1日から平成29年1月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第21期連結計算書類監査結果
報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案 監査役の報酬額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くだ

さいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.d-d.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年2月1日から)
(平成29年1月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、中国経済の減速に対する長期的な不安要因を抱えながら、英国のEU離脱、米国の政権交代等に起因する予測が困難な為替・株式市場の変動に直面し、依然として景気の見通しに確信の持てない状況が続きました。

このような状況の下、弊社グループは、クラウド型デジタルデータ化サービス「BizIT」、ネットワークアクセス高速化ミドルウェア「FastConnector」シリーズ、捜査支援用画像処理システム「ImageReporter」を中心に、主要プロダクトの新規顧客開拓を図ると共に、顧客満足度と収益性の向上を目的とした活動を進めてまいりました。

ネットワークアクセス高速化ミドルウェア「FastConnector」シリーズにおきましては、オペレーティングシステムのバージョンアップ対応など、市場のニーズに迅速に対応しながら、新規市場の拡大と顧客の定着化をはかってまいりました。

捜査支援用画像処理システム「ImageReporter」におきましては、検察、警察などの機関での採用も継続的追加導入も行われ、また一方で、画像解析作業の請け負い型サービスを追加するなどして、各種分野での需要掘り起こしと、事業の拡大を推進してまいりました。

同時に、音声による入力が一般化するとの予想から、音声認識技術をもつ救救com株式会社と業務提携し、大きな騒音のなかで高い音声認識効果をもつ「NOIZNON」の商品化を目指し、同製品の研究開発とを進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高148,133千円(前連結会計年度比4.4%減)、営業損失86,534千円となりました。

(ITサービス事業)

ITサービス事業におきましては、クラウド型デジタルデータ化サービス「BizIT」を活用し、2016年9月より総務省の「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」に参加し、2017年3月に、無事の実証事業を完了いたしました。

主力製品のネットワークアクセスの高速化技術「FastConnector」シリーズ、画像処理技術を搭載した「ImageReporter」におきましては、従来のライセンス販売に加えて「月額利用料方式」や「一時利用方式」等の新たな販売方式をサービスメニューに追加するなど、設備投資に消極的な顧客企業の購買ニーズに適合できるよう対応の範囲を拡大することにより、新たなマーケットの開拓に成功しました。

殊に「ImageReporter」におきましては、これまで顧客の90%以上が警察・検察といった捜査機関に限定されていたものが、新規サービスメニューの追加により、保険会社・弁護士事務所・マスコミ関係等の新たなマーケットからの受注を大きく拡大させました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高136,722千円(前連結会計年度比4.6%減)、営業利益9,031千円(前連結会計年度比86.7%減)となりました。

(自社ビル賃貸事業)

連結子会社である株式会社ディーキューブが保有する賃貸用不動産(自社ビル)の賃料収入であります。現在、株式会社ディーキューブが保有する6階建ての当該自社ビルの2フロアに当社グループが入居し、その他をテナントとして賃貸しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 対処すべき課題

① 収益体質の改善

収益体質の改善のため、全てをお客様を軸とした活動とし、システムを通してお客様の経済活動に貢献し、お客様から真にご評価いただける会社に変貌してまいります。また、常に遅滞なく実践するチームワークを心がけてまいります。

今後、企業のクラウドサービス利用が急速に拡大するなか、当社が保有する技術を活用しITイノベーションが進むと見られるサービス分野における顧客価値向上のため、自社ソフトウェアサービスや製品開発を実施してまいります。

また、引き続き新規マーケットを獲得するための新たな業界、企業との協業・提携を模索してまいります。

② 内部管理体制の強化

業務の有効性及び効率性の検証、財務報告の信頼性の確保、事業活動に関わる法令の遵守、会社資産の保全・蓄積に向け、内部管理機能の強化に取り組んでまいります。

(3) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (平成26年1月期)	第 19 期 (平成27年1月期)	第 20 期 (平成28年1月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (平成29年1月期)
売 上 高 (千円)	123,461	180,920	155,014	148,133
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	△70,954	13,384	△11,228	△143,404
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△26.37	4.97	△4.17	△53.29
総 資 産 (千円)	1,013,153	1,030,706	1,029,938	871,838
純 資 産 (千円)	975,205	988,560	978,586	834,001
1株当たり純資産額 (円)	362.40	367.36	363.65	309.92

- (注) 1. 記載金額については、千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
4. 当社は、平成25年8月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算出しております。
5. 第18期から第20期までの数値は、金融商品取引法に基づく過年度決算訂正後の数値を記載しております。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
DDインベストメント株式会社	30,000千円	100.00%	有価証券の投資、売買、保有及び運用に関わる投資コンサルティング
株式会社UML教育研究所	52,000千円	88.30%	コンピュータの利用技術に関する資格試験資産の管理
株式会社ディーキューブ	60,000千円	100.00%	保有する賃貸不動産の賃貸

(5) 主要な事業内容（平成29年1月31日現在）

事業区分	主要サービス及び製品
ITサービス事業	クラウド型サービス モデリング技術関連サービス モデリング技術を活用したシステムインテグレーションサービス ライセンスソフトウェア販売及び保守
自社ビル賃貸事業	保有する賃貸不動産の賃貸

(6) 主要な営業所（平成29年1月31日現在）

当社	東京オフィス／東京都千代田区 大阪オフィス（本社）／大阪市北区
DDインベストメント株式会社	東京オフィス／東京都千代田区
株式会社UML教育研究所	東京オフィス／東京都千代田区
株式会社ディーキューブ	東京オフィス／東京都千代田区

(7) 使用人の状況（平成29年1月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減
12名	1名減

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。
2. 使用人数には、パートタイマー及びアルバイトは含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年1月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年1月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 10,764,000株
- ② 発行済株式総数 2,691,000株
- ③ 株主数 1,146名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
寺 井 和 彦	1,195,900	44.44
松 田 元	269,100	10.00
株 式 会 社 SBI 証 券	90,800	3.37
熊 倉 次 郎	75,000	2.78
デ ジ タ ル デ ザ イ ン 役 員 持 株 会	70,400	2.61
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	30,600	1.13
佐 々 木 永 年	27,300	1.01
富 岡 伸 成	23,800	0.88
村 山 俊 彦	20,000	0.74
BNY GCN CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG	19,200	0.71

(注) 持株比率は、小数点以下第2位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役 の 状 況 (平成29年 1月31日 現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	星川 征 仁	
取 締 役	碓 利 之	
取 締 役	松 田 元	DDインベストメント株式会社 代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	福 山 義 人	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	井 上 敏 志	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	金 子 俊 夫	

- (注) 1. 取締役 金子俊夫氏及び取締役 井上敏志氏は、社外取締役であります。
 2. 当社は、取締役 金子俊夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 取締役寺井和彦については、平成28年10月27日付けで辞任により退任しております。
 4. 当社は、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」に則り、委員会より適宜情報共有及び報告を行っておりますとともに、監査委員からの質問には速やかに回答する体制であり、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を選定しておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外)	4名 (0名)	14百万円 (0百万円)
取締役 (監査等委員) (うち社外)	3名 (2名)	3百万円 (1百万円)
監 査 役 (う ち 社 外)	3名 (2名)	1百万円 (0百万円)
合 計 (う ち 社 外)	7名 (2名)	17百万円 (2百万円)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、平成28年4月26日開催の第20期定時株主総会において年額50百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。
 2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年4月26日開催の第20期定時株主総会において年額10百万円以内と決議いただいております。
 3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監 査 等 委 員)	井 上 敏 志	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会8回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	金 子 俊 夫	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会8回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

ロ. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役金子俊夫氏の兼職先である金子公認会計士事務所と当社の間には特別の関係はありません。

ハ. 社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項で規定する最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
清和監査法人
- ② 報酬等の額

当社が支払うべき報酬等の額	16百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記には、過年度決算訂正関連費用2百万円が含まれております。
4. 上記の他に、資本政策の検討にかかる費用として3百万円を支払っております。
5. 上記の他に、過年度決算訂正関連費用として29百万円、資本政策の検討にかかる費用として3百万円を前任監査人であるひびき監査法人に支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の整備については、次のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の定める「企業理念」「企業行動規範」「企業行動指針」の実践的運用と徹底を行う体制を構築するものとします。
 - ② 役員及び使用人は当社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会等に報告するものとします。代表取締役は報告された事実についての調査を指揮・監督し、取締役会で協議のうえ、必要と認める場合、適切な対策を決定するものとします。
 - ③ 重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果につき適切に役員及び使用人に開示し、周知徹底するものとします。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、職務執行に係る情報を文書により保存し、法令・社内規程に基づき、当該文書等の保存を行うものとします。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社を取り巻くリスクについて適切な対応を図れるよう、経営会議等に対して各部署から適時適切な情報が伝わるよう報告ルートの整備を進めてまいります。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に留める体制を整えるものとします。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定例の取締役会を月1回開催し、重要事項に対する審議・決定・報告等をおこなうものとし、監査等委員は取締役会等重要な会議に出席して意見を述べるほか、経営陣に対して経営に関する報告を求めるなど、適法性・妥当性を検証し公正な監査をおこなうものとします。
業務運営につきましては各年度予算を立案し、全社的な目標を設定しており各部門においては、目標達成に向け具体策を立案・実行するものとします。
なお、業務運営に際しては、必要な専門家と顧問契約を締結し、適宜アドバイスを受けるものとします。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の子会社に対しても当社同様、当社の定める「企業理念」「企業行動規範」「企業行動指針」の実践的運用と徹底を行う体制を構築するとともに、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理をおこないます。
6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、現在監査等委員の職務を補助する使用人はおりませんが、監査等委員から求められた場合には、監査等委員と協議のうえ合理的な範囲でスタッフを配置することとします。
7. 監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項があることを発見したときは、法令に従い、速やかに監査等委員会に報告するものとします。また、監査等委員は取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとします。
なお、監査等委員会は当社の会計監査人である清和監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとします。
8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社及び当社子会社の取締役及び使用人が、その職務の執行にあたり次に掲げる事項に関して重要性があると認めるときは、職務執行に係る指揮命令系統に関わらず、監査等委員または監査等委員会にその内容を報告できる体制を確保しており、当該報告をしたことによって経済的及び精神的に不当な取り扱いを受けないことの保証と周知徹底をおこないます。
 - ① 職務の執行により会社に重大な損害を与えるおそれがある等の重要事項
 - ② 法令及び定款に違反する行為または社会通念に照らして不当な行為
 - ③ その他、監査等委員または監査役委員会が必要と判断した事項

9. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役会への出席のほか、会計監査人とも連携を十分にとり、定期的な意見交換等により、取締役の職務の執行の監査の実施、並びに会計監査人の独立性遵守や必要な品質管理の基準を遵守しているか等の確認に努めております。また監査等委員会は、当該監査等委員がその職務の遂行にあたり生じた必要費用については、請求等に従い、速やかに処理をおこないます。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の請求をしたときには、担当部署で審査の上、速やかに当該費用または債務の処理をおこないます。

11. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの主な運用に努めております。

当連結会計年度における主な取り組みは以下のとおりであります。

① リスク管理体制の強化

当社および当社子会社の主要な損失の危険に関する事項は、経営会議及び取締役会にて所轄部門の管理者から定期的に報告をおこないました。

② 企業グループにおける業務の適正の確保

当社の経営会議に、グループ会社役員が出席しグループ会社の経営状況や課題などの報告を受けました。

③ 監査等委員の職務の執行について

当社の「監査等委員会規程」に基づき監査を実施するとともに、3ヶ月に一回以上監査等委員会を開催し、必要に応じて代表取締役、取締役等と監査内容についての意見交換をおこないました。また、監査等委員は四半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換をおこないました。

連結貸借対照表

(平成29年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	644,467	流 動 負 債	30,758
現金及び預金	450,633	支払手形及び買掛金	113
受取手形及び売掛金	41,330	未 払 金	8,506
原材料及び貯蔵品	182	未 払 法 人 税 等	4,026
預 け 金	119,847	前 受 金	14,916
そ の 他	33,106	そ の 他	3,195
貸倒引当金	△634	固 定 負 債	7,078
固 定 資 産	227,371	長期預り保証金	7,007
有形固定資産	184,685	繰延税金負債	70
建物及び構築物	20,198	負 債 合 計	37,836
工具器具備品	8,840	純 資 産 の 部	
土 地	155,646	株 主 資 本	833,836
無形固定資産	5,817	資 本 金	987,425
ソフトウェア	5,499	利 益 剰 余 金	△153,589
そ の 他	317	その他の包括利益累計額	164
投資その他の資産	36,868	その他有価証券評価差額金	164
投資有価証券	20,278		
差入保証金	12,480		
破産更生債権等	162,332		
そ の 他	4,136		
貸倒引当金	△162,359	純 資 産 合 計	834,001
資 産 合 計	871,838	負 債 ・ 純 資 産 合 計	871,838

連結損益計算書

(平成28年2月1日から
平成29年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		148,133
売 上 原 価		76,370
売 上 総 利 益		71,763
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		158,297
営 業 損 失		86,534
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	869	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,475	
補 助 金 収 入	708	
そ の 他	545	6,597
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3	
デ リ バ テ ィ ブ 債 権 売 却 損	1,589	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	2,325	
そ の 他	3	3,920
経 常 損 失		83,856
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	13,045	13,045
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,499	
減 損 損 失	18,575	
保 険 解 約 損	3,380	
過 年 度 決 算 訂 正 関 連 費 用	43,900	70,356
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		141,167
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,237
当 期 純 損 失		143,404
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		143,404

連結株主資本等変動計算書

(平成28年2月1日から)
(平成29年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
平成28年2月1日 残高	987,425	△11,856	975,569
誤謬の訂正による 累積的影響額	—	1,671	1,671
誤謬の訂正を 反映した当期首残高	987,425	△10,184	977,241
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属 する当期純損失	—	△143,404	△143,404
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△143,404	△143,404
平成29年1月31日 残高	987,425	△153,589	833,836

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
平成28年2月1日 残高	1,344	1,344	976,914
誤謬の訂正による 累積的影響額	—	—	1,671
誤謬の訂正を 反映した当期首残高	1,344	1,344	978,586
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属 する当期純損失	—	—	△143,404
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,179	△1,179	△1,179
連結会計年度中の変動額合計	△1,179	△1,179	△144,584
平成29年1月31日 残高	164	164	834,001

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 DDインベストメント株式会社
株式会社ディーキューブ
株式会社UML教育研究所

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

- ・商品及び製品

先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（金型については生産高比例法）によっております。但し、建物については、定額法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年）に基づく均等配分とのいずれか大きい額によっております。

- ・その他の無形固定資産

定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りの変更

当社は、将来、本社移転を予定しているため、不動産賃貸借契約に伴う原状回復に係る資産除去債務について、差入保証金のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額及び使用見込期間に基づく償却期間を新たに見積もりました。これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ814千円増加しております。

4. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「流動資産」の「その他」に含めていた「預け金」（前連結会計年度は2,849千円）は重要性が増加したため、当連結会計年度では区分掲記することとしております。

5. 誤謬の訂正に関する注記

過年度において不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。この誤謬の訂正のため、当連結会計年度の期首の利益剰余金を1,671千円増加させております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

9,658千円

7. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において当社グループは、耐騒音型マイク及びクラウド救急支援システム事業（CEMS）に係る固定資産について減損損失を計上いたしました。

当連結会計年度において、当該事業の継続が困難であると判断し当該事業に係る工具器具備品、前払費用及び長期前払費用18,575千円については回収可能額を零とし帳簿価額全額を減損損失として特別損失に計上しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

区 分	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	2,691,000株	一株	一株	2,691,000株
合計	2,691,000株	一株	一株	2,691,000株

(2) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、売掛金回収、買掛金支払及び設備投資等の計画に照らし、自己資金による事業運営を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては顧客の信用状況を適宜把握すると共に、月次で回収状況及び債権残高を把握することを通じてリスクの軽減を図っております。投資有価証券及び組込デリバティブを含む複合金融商品は、発行体の信用リスク及び金利・為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価を把握することでリスク軽減を図っております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については販売管理規程に従い、取引先毎の残高管理を行うと共に、取引先の財務状況に応じ与信限度額の設定を行っております。

・市場リスク（株式の市場価格及び為替・金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に株価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、組込デリバティブを含む複合金融商品は、定期的に時価を把握することでリスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
現金及び預金	450,633	450,633	—
投資有価証券	278	278	—

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

取引所の価格によっております。

非上場株式及び投資事業有限責任組合出資（連結貸借対照表計上額20,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「投資有価証券」には含めておりません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、東京都において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルを所有しております。なお、賃貸オフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額、時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額			当連結会計 年度末の時価 (千円)
	当連結会計年度 期首残高 (千円)	当連結会計年度 増減額 (千円)	当連結会計 年度末残高 (千円)	
賃貸等不動産として 使用される部分を含む 不動産	176,930	△1,086	175,844	210,878

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づく鑑定評価額であります。

1 1. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社等オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

残存使用見込期間は短期間と想定され、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積額を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	—	千円
見積りの変更による増加額	814	
その他増減	66	
期末残高	880	

(4) 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当社は、将来、本社移転を予定しているため、不動産賃貸借契約に伴う原状回復に係る資産除去債務について、差入保証金のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額及び使用見込期間に基づく償却期間を新たに見積りました。これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ814千円増加しております。

1 2. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	309円92銭
(2) 1株当たり当期純損失	53円29銭

1 3. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

1 4. その他の注記

(法人税等の税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成29年2月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の32.2%から30.8%に、平成30年2月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.2%から30.2%に平成31年2月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の32.2%から29.9%になります。

この税率変更による影響は軽微であります。

貸借対照表

(平成29年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	624,996	流 動 負 債	24,211
現金及び預金	413,257	買 掛 金	114
売 掛 金	42,375	未 払 金	7,058
原材料及び貯蔵品	121	未 払 費 用	1,491
前 払 費 用	2,265	前 受 金	11,471
預 け 金	119,847	預 り 金	427
立 替 金	95	そ の 他	3,647
関係会社短期貸付金	16,250	固 定 負 債	70
そ の 他	31,417	繰 延 税 金 負 債	70
貸倒引当金	△634	負 債 合 計	24,281
固 定 資 産	214,742	純 資 産 の 部	
有形固定資産	720	株 主 資 本	815,292
工具器具備品	720	資 本 金	987,425
無形固定資産	5,745	利 益 剰 余 金	△172,133
ソフトウェア	5,499	その他利益剰余金	△172,133
そ の 他	245	繰越利益剰余金	△172,133
投資その他の資産	208,276	評 価 ・ 換 算 差 額 等	164
投資有価証券	278	その他有価証券評価差額金	164
関係会社株式	0		
差入保証金	2,546		
関係会社長期貸付金	310,141		
破産更生債権等	162,332		
そ の 他	4,136		
貸倒引当金	△271,159	純 資 産 合 計	815,457
資 産 合 計	839,739	負 債 ・ 純 資 産 合 計	839,739

損 益 計 算 書

(平成28年2月1日から
平成29年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		138,704
売 上 原 価		72,689
売 上 総 利 益		66,015
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		167,114
営 業 損 失		101,099
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,470	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,516	
補 助 金 収 入	708	
そ の 他	32	7,727
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	2,325	
デ リ バ テ ィ ブ 債 権 売 却 損	1,589	
貸 倒 引 当 金 繰 入	9,514	
そ の 他	0	13,431
経 常 損 失		106,803
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	13,045	13,045
特 別 損 失		
保 険 解 約 損	3,380	
減 損 損 失	18,575	
過 年 度 決 算 訂 正 関 連 費 用	43,900	65,856
税 引 前 当 期 純 損 失		159,614
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		896
当 期 純 損 失		160,511

株主資本等変動計算書

(平成28年2月1日から)
(平成29年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計
		そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
繰越利益剰余金				
平成28年2月1日 残高	987,425	△13,293	△13,293	974,132
誤謬の訂正による 累積的影響額	—	1,671	1,671	1,671
誤謬の訂正を 反映した当期首残高	987,425	△11,621	△11,621	975,804
事業年度中の変動額				
当期純損失	—	△160,511	△160,511	△160,511
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	△160,511	△160,511	△160,511
平成29年1月31日 残高	987,425	△172,133	△172,133	815,292

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成28年2月1日 残高	64	64	974,196
誤謬の訂正による 累積的影響額	—	—	1,671
誤謬の訂正を 反映した当期首残高	64	64	975,868
事業年度中の変動額			
当期純損失	—	—	△160,511
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	100	100	100
事業年度中の変動額合計	100	100	△160,410
平成29年1月31日 残高	164	164	815,457

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------|---|
| ① 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のあるもの | |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| ③ デリバティブ | 時価法 |
| ④ たな卸資産 | 先入先出法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・商品及び製品 | |
| ・仕掛品 | 個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------------|---|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法（金型については生産高比例法）によっております。 |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法によっております。 |
| ・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ・販売目的のソフトウェア | 見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年）に基づく均等配分とのいずれか大きい額によっております。 |
| ・その他の無形固定資産 | 定額法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、将来、本社及び東京オフィスの移転を予定しているため、不動産賃貸借契約に伴う原状回復に係る資産除去債務について、差入保証金のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額及び使用見込期間に基づく償却期間を新たに見積もりました。これにより、従来の方法に比べて当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ2,119千円増加しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表関係）

前事業年度において「流動資産」の「その他」に含めていた「預け金」（前事業年度は2,849千円）は重要性が増したため、当事業年度では区分掲記することとしております。

4. 誤謬の訂正に関する注記

過年度において不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。この誤謬の訂正のため、当事業年度の期首の利益剰余金を1,671千円増加させております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,033千円
(2) 取締役に対する金銭債権	4,076千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高

4,800千円

売上原価

2,361千円

販売費及び一般管理費

13,476千円

営業取引以外の取引高

3,287千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)	
投資有価証券評価損	79,686千円
貸倒引当金繰入限度超過額	81,380千円
繰越欠損金	280,923千円
その他	57,807千円
繰延税金資産小計	499,799千円
評価性引当額	△499,799千円
繰延税金資産合計	— 千円
(繰延税金負債)	
有価証券評価差額金	70千円
繰延税金負債合計	70千円
繰延税金負債の純額	70千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成29年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の32.2%から30.8%に、平成30年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.2%から30.2%に平成31年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の32.2%から29.9%になります。

この税率変更による影響は軽微であります。

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については所有権移転外ファイナンス・リースにより使用しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DDインベストメント株式会社	30,000	投資コンサルタント業務	100.0	兼任1名	コンサルティング契約の締結 当社が資金を貸付	資金の貸付 資金の回収 利息の受取(注1)	5,000 9,000 390	短期貸付金(注1) 長期貸付金(注1)(注2)	9,750 29,750
	株式会社ディーキューブ	60,000	保有する賃貸不動産の賃貸	100.0	兼任0名	当社が資金を貸付	利息の受取(注1) 資金の貸付 資金の回収	2,664 — 2,750	短期貸付金(注1) 長期貸付金(注1)(注2)	3,250 261,841
	株式会社UML教育研究所	52,000	資格試験資産の管理	88.3	兼任1名	販売代理契約の締結 当社が資金を貸付	資金の貸付 利息の受取(注1)	— 231	短期貸付金(注1) 長期貸付金(注1)(注2)	3,250 18,550

(注) 1. 利率については、市場金利等を勘案の上、決定しております。

2. 子会社への貸付金に対し、合計108,800千円の貸倒引当金を計上しております。

また、当事業年度において合計8,941千円の貸倒引当金戻入額及び合計17,908千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員	星川 征仁(注1)	—	当社代表取締役	—	—	—	資金の回収 利息の受取(注2)	600 83	短期貸付金 長期貸付金	600 3,250
主要株主 (個人)	寺井 和彦	—	—	(被所有)直接 44.4	—	—	資金の貸付(注3) 資金の回収(注3) 利息の受取(注2.3)	203 1,975 26	—	—
役員が議決権の過半数を所有している会社	アズ株式会社	10,000	法人向け営業アウトソーシングサービス	(所有)直接 60.0	—	ライセンス許諾	ライセンス使用料(注5)	36,000	売掛金	19,168

(注) 1. 星川征仁は、平成29年3月3日時点で取締役を辞任したことにより、同日付で関連当事者

ではなくなっております。

- 貸付金に対する利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 寺井和彦氏が当社代表取締役役に就任していた時期に、経費として支出していた金額のうち、会社の申請要件を満たしていないもの等に関する金額について、当人への債権として計上、回収したものであります。
- 当社の取締役である松田元が議決権の60.0%を直接保有しておりました。松田元は平成29年3月6日時点で取締役を辞任したことにより、同日付で関連当事者ではなくなっております。
- ライセンス使用料については、取引内容を勘案して、交渉の上決定しております。

1 1. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社及び東京オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

残存使用見込期間は短期間と想定され、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	—	千円
見積りの変更による増加額	2,119	
期末残高	2,119	

(4) 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当社は、将来、本社及び東京オフィスの移転を予定しているため、不動産賃貸借契約に伴う原状回復に係る資産除去債務について、差入保証金のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額及び使用見込期間に基づく償却期間を新たに見積りました。これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ2,119千円増加しております。

1 2. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 303円03銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 59円65銭 |

1 3. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年3月28日

株式会社デジタルデザイン
取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員	公認会計士	坂 井 浩 史	印
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	高 橋 潔 弘	印
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デジタルデザインの平成28年2月1日から平成29年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルデザイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年3月28日

株式会社デジタルデザイン
取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員	公認会計士	坂 井 浩 史	㊞
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	高 橋 潔 弘	㊞
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デジタルデザインの平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年3月30日

株式会社デジタルデザイン 監査等委員会

監 査 等 委 員 福 山 義 人 ㊞

社 外 監 査 等 委 員 山 口 慶 一 ㊞

社 外 監 査 等 委 員 金 子 俊 夫 ㊞

社 外 監 査 等 委 員 井 上 敏 志 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 商号変更の件

1. 提案の理由

(1) 商号の変更

ブランド力強化及び今後の事業展開の一環として、平成29年5月1日から新商号「SAMURAI & J PARTNERS株式会社」に変更すべく、現行定款第1条の変更を行い、附則をもって効力発生時期を明確にするものであります。

(2) 目的の変更

今後の事業展開の一環として、現行定款第2条の追加変更をすることで新たな事業活動を進めてまいります。

(3) 監査等委員会の廃止及び監査役会の設置

経営陣の刷新により社外取締役の増加となったため、現行定款に定める監査等委員会を廃止し、新たに監査役会を設置致します。

(4) 員数の変更

取締役の員数を今後の幅広い分野への事業活動の強化を目処とし、現行定款第17条に定める取締役の員数を現在の7名以内から10名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社デジタルデザイン</u> と称し英文では、 <u>DIGITAL DESIGN Co.,Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>SAMURAI&J PARTNERS株式会社</u> と称し、英文では、 <u>SAMURAI&J PARTNERS Co.,Ltd.</u> と表示する。

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピューターソフトウェアの設計及び販売 2. 情報処理事業及び情報処理技術に関するコンサルティング 3. コンピューター及び周辺機器の企画開発及び販売 4. 情報処理事業及び情報処理技術を用いた事業会社に対する投資業務 5. 情報提供処理サービス 6. 工業所有権の取得、保有、運用、仲介ならびに売買 7. 通信販売業 8. 通信機器の企画開発及び販売 9. 出版業 10. 情報処理に関する教育事業 11. 広告代理店業 12. 電気通信事業法に定める電気通信事業 13. <u>不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業務</u> 14. <u>不動産に関するコンサルティング</u> 15. <u>イベント企画及び実施</u> 	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピューターソフトウェアの設計及び販売 2. 情報処理事業及び情報処理技術に関するコンサルティング 3. コンピューター及び周辺機器の企画開発及び販売 4. 情報処理事業及び情報処理技術を用いた事業会社に対する投資業務 5. 情報提供処理サービス 6. 工業所有権の取得、保有、運用、仲介ならびに売買 7. 通信販売業 8. 通信機器の企画開発及び販売 9. 出版業 10. 情報処理に関する教育事業 11. 広告代理店業 12. 電気通信事業法に定める電気通信事業 13. <u>不動産に関するコンサルティング</u> 14. <u>イベント企画及び実施</u> 15. <u>労働者派遣事業法に基づく一般及び特定労働者派遣事業</u>

現行定款	変更案
<p>16. <u>労働者派遣事業法に基づく一般及び特定労働者派遣事業</u></p> <p>17. <u>子会社及び関連会社に対する経営指導及び業務受託</u></p> <p>18. <u>上記各号に付帯関連する一切の業務</u></p>	<p>16. <u>子会社及び関連会社に対する経営指導及び業務受託</u></p> <p>17. <u>経営、財務、人事及び経理等に関する各種コンサルティング業務</u></p> <p>18. <u>資金調達、M&A、事業再生、事業承継、相続対策等に関する各種コンサルティング業務</u></p> <p>19. <u>M&Aの仲介、サポート業務</u></p> <p>20. <u>ベンチャービジネス等各種事業への投資業務</u></p> <p>23. <u>不動産の売買、賃貸、管理、投資、運用及びそれらの仲介業務</u></p> <p>24. <u>株式、金融商品等の売買、賃貸、管理、投資、運用及びそれらの仲介業務</u></p> <p>25. <u>各種セミナー、講演会、勉強会その他イベント企画、実施及び運営管理</u></p> <p>26. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>
第3条（条文省略）	第3条（現行どおり）
<p>（機関）</p> <p>第4条</p> <p>当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）<u>監査等委員会</u></p> <p>（3）会計監査人</p>	<p>（機関）</p> <p>第4条</p> <p>当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）<u>監査役会</u></p> <p>（3）会計監査人</p>
第5条～第16条（条文省略）	第5条～第16条（現行どおり）

現行定款	変更案
<p>(員数) 第17条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締</u> <u>役を除く。)</u> は、<u>7名以内とする。</u> ② <u>当社の監査等委員である取締役は、</u> <u>4名以内とする。</u></p>	<p>(員数) 第17条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p>
<p>(選任) 第18条 取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ</u> <u>以外の取締役とを区別して、株主総会に</u> <u>おいて選任する。</u> ② <u>取締役の選任決議は、議決権の行使す</u> <u>ることができる株主の議決権の3分の1以</u> <u>上を有する株主が出席し、その議決権の</u> <u>過半数をもってする。</u> ③ <u>取締役の選任については、累積投票に</u> <u>よらないものとする。</u></p>	<p>(選任) 第18条 取締役の選任決議は、<u>議決権の行使する</u> <u>ことができる株主の議決権の3分の1以上</u> <u>を有する株主が出席し、その議決権の過</u> <u>半数をもってする。</u> ② <u>取締役の選任については、累積投票に</u> <u>よらないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第19条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③任期の満了前に退任した監査当委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議をもって当会社を代表すべき取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> 1名以上を選定する。</p> <p>②取締役会の決議により、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議をもって当会社を代表すべき取締役1名以上を選定する。</p> <p>②取締役会の決議により、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第21条～第25条 (条文省略)</p>	<p>第21条～第25条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第26条</p> <p>取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第26条</p> <p>取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知)</p> <p>第28条</p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知)</p> <p>第28条 (削除)</p>
<p>(監査等委員会規定)</p> <p>第29条</p> <p><u>当会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u></p>	<p>(監査等委員会規定)</p> <p>第29条 (削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第28条 当会社に監査役3名以内を置く。</p>
(新設)	<p>(選任) 第29条 監査役は株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p>
(新設)	<p>(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>
(新設)	<p>(常勤の監査役) 第31条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条</p> <p><u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>(監査役会規程)</p> <p>第33条</p> <p><u>当会社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
(新設)	<p>(報酬等)</p> <p>第34条</p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>②<u>当社は、会社法427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>(事業年度)</p> <p>第30条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の決定機関)</p> <p>第31条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号の定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>	<p>第36条（現行どおり）</p> <p>第37条（現行どおり）</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

当社は第1号議案「定款の一部変更の件」が承認された場合、取締役の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

新任取締役候補者の略歴は下記のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	あんどう きよし 安藤 潔 (昭和59年5月8日)	平成19年4月株式会社三井住友銀行 入社 平成22年4月同社 ストラクチャードファイナンス営業部 平成28年1月SAMURAI INVESTMENT株式会社 代表取締役(現任) 平成29年3月株式会社デジタルデザイン 代表取締役(現任)	—
2	ふじさわ のぶよし 藤澤 信義 (昭和45年1月17日)	平成20年6月Jトラスト株式会社 代表取締役会長 株式会社マズワーク(現 キーノート株式会社) 取締役 平成22年6月Jトラスト株式会社 取締役 アドアーズ株式会社 取締役 平成22年10月Jトラスト株式会社 取締役最高顧問 株式会社ネクストジャパンホールディングス(現 Jトラスト株式会社) 取締役会長 平成23年5月アドアーズ株式会社 代表取締役会長 平成23年6月Jトラスト株式会社 代表取締役社長 平成25年10月JTRUST ASIA PTE. LTD. 代表取締役社長(現任) 平成26年1月親愛貯蓄銀行株式会社 会長 平成26年5月アドアーズ株式会社 取締役会長 平成26年9月LCD Global Investments LTD. 取締役 平成27年3月JTキャピタル株式会社 取締役会長(現任) 平成27年5月PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA 代表理事(現任) 平成27年6月Jトラスト株式会社 代表取締役社長 最高執行責任者(現任) アドアーズ株式会社 取締役(現任) 平成29年3月株式会社デジタルデザイン 取締役(現任)	860,000株
3	しおざわ たくや 塩澤 卓也 (昭和55年9月23日)	平成17年3月株式会社エーエーディ 入社 平成24年1月株式会社バックアーズ 取締役(現任) 平成24年5月株式会社パニラ 監査役(現任) 平成27年8月株式会社OLIVE SPA Holdings 取締役 平成28年4月株式会社オリーブスバ 取締役 平成28年8月株式会社白金交通 代表清算人 平成29年3月株式会社デジタルデザイン 取締役(現任)	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
4	いとい たくや 糸井 琢弥 (昭和60年2月19日)	平成19年4月株式会社三井住友銀行 入社 平成22年4月同社 コーポレートアドバイザー本部 平成26年4月同社 本店営業第十二部 平成28年1月SAMURAI INVESTMENT株式会社 取締役(現任) 平成29年3月株式会社デジタルデザイン 取締役(現任)	—
5	やまもと ひでき 山元 秀樹 (昭和28年7月11日)	昭和56年6月株式会社チェック・アウト 代表取締役 平成8年2月 株式会社ネクサス 財務部長 平成11年12月同社 経営戦略本部長 平成12年8月同社 取締役 経営戦略本部長 平成12年9月同社 常務取締役 財務統括 経営企画 公開準備室 担当 平成15年6月同社 取締役常務執行役員兼財務最高責任者 平成18年5月SBIリアルマーケティング株式会社 代表取締役 平成19年9月株式会社オーバービュー 代表取締役(現任) 平成21年10月株式会社オーバービューアセットマネジメント(現 株式会社SILVER GRAPE) 代表取締役(現任) 平成24年7月株式会社ジェヌインアールアンドディ 財務担当取締役(現任) カンサイ建築工業株式会社 監査役(現任) 平成28年2月オーバービューコンサルティング株式会社 代表取締役(現任) 平成29年3月株式会社デジタルデザイン 取締役(現任)	—
6	やまぐち けいいち 山口 慶一 (昭和62年3月20日)	平成20年11月公認会計士試験合格 平成21年4月有限責任監査法人トーマツ 入社 平成23年9月きずな総合会計事務所 パートナー(現任) 平成28年1月SAMURAI INVESTMENT株式会社 取締役(現任) 平成29年3月株式会社デジタルデザイン 取締役(現任)	—
7	うらい たいち 浦井 大一 (昭和57年9月17日)	平成17年4月株式会社三井住友銀行 入社 平成22年5月株式会社インタースパ(現 株式会社オリーブスパ) CFO 平成25年11月OLIVEV SPA INTERNATIONAL, Limited 取締役(現任) 平成28年4月株式会社オリーブスパ 代表取締役(現任)	—
8	ますだ せいじ 増田 誠治 (昭和60年3月19日)	平成19年4月株式会社三井住友銀行 入社 平成28年4月同社 本店営業第九部	—

※増田誠治は、3月31日付で株式会社三井住友銀行を退職の予定です。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤澤信義、糸井琢弥、山元秀樹、浦井大一は、社外取締役候補者であります。
3. 各候補者を社外取締役とした理由
藤澤信義氏は、会社経営の経験が豊富であり、また、コーポレートガバナンス、経済、経営における高い知見と経験を有しております。
糸井琢弥氏、山元秀樹氏、浦井大一氏は、コーポレートガバナンス、経済、経営における高い知見と経験を有しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

当社は第1号議案「定款の一部変更の件」が承認された場合、監査役の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

本議案は第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

新任監査役候補者の略歴は下記のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所属する当社の株式数
1	みかみ つぐお 三上 嗣夫 (昭和25年8月10日)	昭和49年4月株式会社電通 入社 平成9年4月同社経営企画室 管理部長 平成11年4月同社株式上場推進室 次長 平成13年4月同社経理局 次長 平成14年4月同社財務局 次長 平成20年4月株式会社電通国際情報サービス 執行役員管理本部長	—
2	いづみ のぶひこ 泉 信彦 (昭和41年3月11日)	平成2年4月株式会社愛媛銀行入行 平成9年9月株式会社ロプロ（現株式会社日本保証）入社 平成19年6月同社取締役就任 平成20年6月同社常務取締役就任 平成21年6月同社常務執行役員就任 平成23年5月レクセム株式会社 代表取締役会長就任 平成23年12月同社顧問（現任） 平成26年11月株式会社SmartEbook.com（現株式会社フォーサイド）取締役就任（現任） 平成27年6月アドアーズ社 社外取締役就任 平成28年1月株式会社横浜フリースポーツクラブ社外取締役就任 平成29年2月同社取締役副会長就任（現任）	—
3	おおいで ゆうし 大出 悠史 (昭和57年4月19日)	平成17年4月株式会社三井住友銀行 入社 平成20年1月同社 法人企業統括部 平成28年9月株式会社オリブスパ CFO 平成29年1月アドアーズ株式会社 経営企画部長（現任）	—

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 泉信彦、大出悠史は、社外監査役候補者であります。

3. 各候補者を社外監査役とした理由

泉信彦氏は、会社経営の経験が豊富であり、また、コーポレートガバナンス、経済、経営における高い知見と経験を有しております。

大出悠史氏は、コーポレートガバナンス、経済、経営における高い知見と経験を有しております。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は平成28年4月26日の定時株主総会において、年額500万円以内とご承認をいただき今日に至っておりますが、当社は第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、定款の第17条(員数)が7名以内から10名以内に増員となり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は8名となります。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役の報酬等の額を「年額2000万円以内」と定めさせていただきたいと存じます。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

第5号議案 監査役の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査役会設置会社となり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと監査役は3名となります。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査役の報酬等の額を「年額500万円以内」と定めさせていただきたいと存じます。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区八重洲1-3-7

八重洲ファーストフィナンシャルビル 3階

ベルサール八重洲 ルーム6

TEL 03-3548-3770



交通

東京メトロ東西線

「日本橋駅」A7出口直結

東京メトロ銀座線

「日本橋駅」A7出口直結

東京都営浅草線

「日本橋駅」A7出口直結

JR線

「東京駅」八重洲北口より 徒歩3分

株 主 各 位

大阪市北区西天満四丁目11番22号
株式会社デジタルデザイン
代表取締役社長 安 藤 潔

「第21期定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社「第21期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類中「第1号議案 定款一部変更の件」について、議案の一部に訂正がございます。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正の内容についてご通知申し上げます。

敬 具

記

〈修正箇所〉

修正箇所には下線を付しております。

- ① 「第21期定時株主総会招集ご通知」33ページ「株主総会参考書類 第1号議案」修正箇所に下記のとおりです。

訂正前

第1号議案 商号の変更の件

訂正後

第1号議案 定款一部変更の件

- ② 「第21期定時株主総会招集ご通知」41ページ「株主総会参考書類 第1号議案」第31条の修正は下記のとおりです。

訂正前

(剰余金の配当の決定機関)

訂正後

(剰余金の配当等の決定機関)

- ③ 「第21期定時株主総会招集ご通知」 42ページ「株主総会参考書類 第1号議案」の第39条の後に附則を追加します。

現行定款	変更案
	<p>第39条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第1条 第2条、第4条、第17条、第18条、第19条、第20条、第26条を変更します。第28条、第29条を削除します。第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条を新設します。第28条以降の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成29年4月26日とする。</p> <p>第2条 本附則は、前条の効力発生日をもって削除する。（第1条（商号）を除く）</p> <p>第3条 第1条（商号）の変更は、平成29年5月1日から実施日から実施とする。なお、本附則は第1条の変更効力後削除さけるものとする。</p>

以 上